

(別紙2) 番号法第9条第1項別表第一に定める事務

移転先 NO.	移転先			法令上の根拠 (別表1項番)	移転先における用途
1	健康福祉 部	社会福祉 課	福祉企画 係、保護 係	15	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給 付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令 で定めるもの
2	健康福祉 部	国保年金 課	保険給付 係、 保険賦課 係、 資格管理 係	30	国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による保険給付の支給又は保険料の 徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	生活安全 部	危機管理 防災課	危機管理 防災担当	36-2	災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)による被災者台帳の作成に関する 事務であって主務省令で定めるもの
4	健康福祉 部	社会福祉 課	福祉企画 係、保護 係	63	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶 者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等 支援給付等」という。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの